

【論文】

アメリカの法律専門職に求められるコンピテンシー
－「マクレイト・レポート」に注目して－

種村 文孝

The Competency of Legal Professions in the US;
Focusing on “the MacCrate Report”

TANEMURA, Fumitaka

1. はじめに

本稿では、近年のアメリカにおける法学教育改革が、どのような法律専門職のあり方と養成を目指してきたのかを明らかにする。また、そのような法律専門職が目指されるようになった背景を明らかにする。その際に、1992年にアメリカ法曹協会（American Bar Association, ABA）の法学教育・法曹資格付与部会が公表したロースクールとプロフェッションに関する特別委員会による報告書『法学教育とプロフェッションの成長-継続的教育過程』¹⁾に注目する。本報告書は、特別委員長のロバート・マクレイト弁護士の名から、通称「マクレイト・レポート」と呼ばれている。「マクレイト・レポート」は、法律専門職に求められるコンピテンシーとして10の基本的技能と4つの基本的価値観を明示し、その後のアメリカの法学教育の方向性に大きな影響を与えたものである。

「マクレイト・レポート」で提示されたコンピテンシーに注目するのは、アメリカにおける法律専門職や法学教育に関わる多様な人びとを対象として調査および研究を行い、体系的にまとめられたものであり、同国以外にも通じる要素があると考えられるためである。法学教授、裁判官や実務弁護士からなる27名のグループによって、1989年から1992年の3年間にかけて調査が行われた。また、その後の法学教育改革において、1996年にアメリカ法曹協会の法曹教育司法試験部会のプロフェッショナリズム委員会によるレポート等も出されているが、「マクレイト・レポート」のコンピテンシーと法学教育の流れを踏襲するものであり、今日においても影響力を有しているといえる。

近年、各国で司法改革が進み、法律専門職のあり方と養成の見直しが進んでいる。日本でも1990年代以降、日弁連による司法改革が行なわれ、ロースクール（法科大学院）の導入や裁判員制度の導入がなされた。このロースクールの構想はアメリカをモデルに行なわれている。その構想の元となったアメリカにおいて、どのような法律専門職と養成が求められているのかを明らかにすることは、日本の法律専門職の養成にも示唆をもたらすものであると考える。アメリカの司法をとりまく環境や法律専門職の実務環境がどのように変化し、それが養成にどのような影響を与えてきたのか、まずは歴史的な背景から整理す

る。その上で、「マクレイト・レポート」で明示されたコンピテンシーを検討し、法律専門職の養成にどのような影響を与えてきたのかを明らかにする。

2 アメリカの法律専門職の実態

2-1 法律専門職の増加と多様化

アメリカの法律専門職の人口は、約 941,000 人を超え、国民約 290 人あたりに 1 人は存在する。これは、日本の法律専門職が約 20,000 人で、国民 6,300 人あたりに 1 人という割合を大きく上回る数である²。世界の中でも最も法律専門職が多い同国であるが、その法律専門職人口は第二次世界大戦以降に爆発的に増加した。原因としては、当時のロースクールが帰還兵のために定員を 2 倍にし、短期プログラムを提供することにしたことと、1960 年代以降にビジネス・コミュニティからの増大した需要に対応してロースクールの増加と定員増がなされたことが挙げられる³。環境、労働安全衛生、差別と個人の権利、ヘルスケアとメンタルヘルスケア、バイオテクノロジー、IT などの領域において、新たに法律専門職の依頼が増え、経済活動が活発化してきている。

歴史的に、アメリカの弁護士は独立のプロフェッションであり、他者によって雇用されることはなかった。弁護士はジェネラリストであり、私人である依頼者が必要とする法的サービスならば何でも与えるという働き方が中心であった⁴。それが 1950 年代中期から、多くの弁護士がローファームに移り、単独開業弁護士の割合が著しく減少し、都会に大規模ローファームが誕生することとなった。都会の大規模ローファームは、主に企業からの依頼に応える大規模サービスを展開し、個人の代理よりも多額の報酬を得られるためにますます発展してきた。一方で、収入がそれほど多くない者、貧困者への法的サービスの提供に対する問題意識も強まり、公的資金と私的資金の両方を受けている法律扶助弁護士の増加と、政府によって雇用された公設弁護人の増加もみられる。さらに、一般企業内の法務部門などで働く企業内弁護士も増加し、今日のアメリカにおける法律専門職の働き方が多様化してきているといえる。

実務環境と弁護士が行なっていることが多様であることは、ロースクールに対して、すべての実務環境における弁護士業務に共通な技能と価値観を特定すること、プロフェSSIONナルとしての成長のために合理的で効果的な出発点を学生に提供すること、学生に対して実務に就く際に有していなければならない法知識を伝えること等の挑戦的課題を提起するものであるとの指摘がなされている⁵。法律専門職が単独開業弁護士として共通のあり方を有していた時代から、多様な法律専門書のあり方と働き方が見られるように変化しており、法律専門職のプロフェッションとしての共通認識を持ちづらくなってきていると考えられる。そしてまた、各現場で求められる法律専門職の専門職性が分化してきていることにより、どのように養成を行なえばよいのかということも問い直されてきていると考えられる。

単独開業弁護士が中心であった頃は、法律専門職の倫理規則は、弁護士に対して、特許法、商標法、または海事法を除き、自分を何らかの法分野の専門家であると言ってはならないと命じていた。個人依頼者からの相談に対してどのような内容であっても対応できることが求められていたのである。しかし、複雑化、高度化する社会の中で、消費者は特定

の能力を有する弁護士を探すようになり、旧来の倫理規則では市民の期待に応えられない状況になっている。そのため 1908 年に定めた弁護士倫理典範を見直し、1980 年代には弁護士業務模範規則 (Model Rules of Professional Conduct) を定め、今日の弁護士の責任を明確化しようとしてきた。そこで見られるのが、社会正義の実現を担う弁護士のあり方である。その前文には、「法律家は、依頼者の代理人であり、法制度の職員であり、そして正義の質のために特別な責任を負っている公民である」との記載がある。法律専門職の中で、専門分化が進む一方、専門職としてのアイデンティティを保とうという試みがこうした模範規則に現れているのである。弁護士業務模範規則の前文は、自己規制が政府による支配から専門職としての独立性を維持することに寄与してきたことを指摘しており、専門職責任を怠ることが、専門職の独立とそれが奉仕すべき公益を損なうものであると危惧している。市民のため、社会のために法律専門職が自己統治されていることが、専門職としての基盤を強固にすることにつながるのである。

2-2 貧困者への対応

大規模なローファームの発展が、ビジネス・コミュニティのニーズに対応する形でなされており、個人依頼者の法的サービスが軽視されることになってきているが、それ以前からも貧困者への法的サービスの提供は、アメリカにおける長年の課題であり続けてきた。弁護士責任規範においても、「我々の社会のすべての者が、廉直で有能な弁護士による独立したプロフェッショナルなサービスに対して、容易にアクセスを有するべきである」と定められている。古くは、1876 年から貧困者に対して法律扶助を提供する組織的努力が行なわれ、1893 年から貧困な被告人に弁護士を付与することを要求する公設弁護人運動が始められたが、これらの取り組みは遅々として拡大しなかった⁶。

弁護士へのアクセスを保障することは、弁護士のプロフェッションとしての責任の基本的信念でありながらも、公益的な活動に従事する法律専門職の発展は、1960 年代になるまで生じなかったのである。この 1960 年代は、貧困者のための法的サービスに関して、生産的な時代であったとされる⁷。この時代に、人々が、法律プロフェッションのあり方と、弁護士を雇うことができない者への法的サービスが適切かという批判がなされる。それは、国家政策が、貧困の悪循環を破ることができない貧困者に焦点をあてていた時期でもあったためである⁸。1960 年代以降には、法律扶助事務所の増加、弁護士紹介制度の開始、低額な料金で法的支援を行なう法律クリニックの増加、無償で公的なサービスを提供するプロボノ・サービスの増加がみられるようになる。

しかし、法律扶助弁護士の取り組みが増え、プロボノとして無償や低額の報酬で弁護活動が行なわれるようになってきているが、これらには特殊な困難さが伴うことも指摘されている。それは、弁護活動が略式のもので、おおざっぱな準備しかできない大量の事件を抱え、「法的な」問題ではないパーソナルな問題が含まれているものが多いというものである。また、この法律扶助弁護士の仕事を辞めた理由の多くは、仕事が知的につまらないものになり、決まりきったものになったということであるという⁹。今日の刑事司法制度においては、記録的な数の犯罪訴追に直面しており、公設弁護人事務所は過重負担であるとともに給与は不十分であり、スタッフ弁護士が辞める割合も高く、膨大な取扱件数を処理し切れない状態にあるとされている¹⁰。公益的な活動に向けての法律専門職の取り組みがみられ

ようになってきているが、貧困者のための正義の実現に関しては、課題が多いのがアメリカの法律専門職が置かれている状況である。

2-3 法律専門職養成における臨床法学教育の導入

アメリカでは法律専門職の資格取得のために、司法試験が行なわれており、その受験資格にはロースクールの修了が求められる。1991年では、およそ 99,300 人がロースクールへ出願して、53,800 人が合格している。ロースクールの期間は3年間で、3年間の授業料は 5,000 ドルから 50,000 ドルまでとかなりの幅があり、追加的な支出も含めると金銭的な負担は少なくない。金銭上の負担に加え、時間も相当程度かけるため、ロースクールでの経験は学生の基本的な価値観や信念を変え、法律専門職への一生のコミットメントを生み出す力があるとされている¹¹。

ロースクールでの法律専門職養成は、実務に求められる熟練の技やプロフェッションとしての公的責任の養成等の徒弟制に基づく実務的な教育と、ケース対話法を中心とする科学的な教育が組み合わされている。しかし、1970年代までは、ケース対話法を用いて法知識と推論を強調するような学問志向が支配的であった。そのため、実務スキルや社会的責任といった領域は軽視される傾向にあった。ロースクールの評価が、司法試験合格率で評価されるため、司法試験向けの教育に偏りがちであったことがその背景にあった。

1960年代以降に、法律専門職のあり方や貧困者への司法アクセスが議論されるようになると、ロースクールにおいても法律扶助に対する取り組みが見られるようになる。これまでのケース対話法を中心とする教育が、あまりに理論的で実生活に関連がないことや、依頼者と接する経験の欠如が疑問視された。そこで、貧困者に対してサービス提供を行なうようになり、1960年代から1970年代にかけて臨床法学教育が導入される。実際の市民に対するサービス提供を通して、これまで軽視されてきた技能の育成や価値観の養成を行なっていくという取り組みである。専門家責任や社会正義の実現に対して、ロースクールが担う役割が問い直されてきたといえる。

3 「マクレイト・レポート」におけるコンピテンシー

3-1 10の基本的技能と4つの基本的価値観の全体構成

法律専門職のあり方が多様化し、プロフェッションとしてのあり方と養成が模索される中で、1992年に「マクレイト・レポート」は出された。現代のアメリカの法律専門職に求められるコンピテンシーとして整理された10の基本的技能と4つの基本的価値観について、図1に示す¹²。

図1 分析された技能および価値観の概観モデル

（『法学教育改革とプロフェッション アメリカ法曹協会マクレイト・レポート』を参照して筆者作成）

技能 1 問題解決	技能 2 法的分析スキルと法的推論	技能 3 法情報調査	技能 4 事実調査	技能 5 コミュニケーション	技能 6 カウンセリング	技能 7 交渉	技能 8 訴訟および裁判外紛争処理手続	技能 9 法律業務の組織化と経営	技能 10 倫理上のディレンマの認識と解決
価値観1 適切な代理活動の提供									
価値観2 正義、公平、および道徳性を促進するために努力すること									
価値観3 プロフェッションを向上させるために努力すること									
価値観4 プロフェッショナルとしての自己開発									

ここで特徴的なのは、法律専門職に求められる基本的価値観として4つが示され、それを導くために10の基本的技能が位置づけられている点である。法律専門職の技能と価値観は切り分けて考えるものではなく、密接に関係しており、価値観がコンピテンシー全体の土台となると考えられる。そしてこの10の基本的技能と、4つの価値観は、依頼者に対する最終的責任を引き受ける際に精通しているべきものであると位置づけられている。

3-2 4つの基本的価値観の内容

価値観1として示されたのは、適切な代理活動の提供である。法律専門職は、依頼者があつての職業であり、適切な代理活動が前提として位置づけられている。弁護士業務模範規則に置いて「弁護士は依頼者に対して適切な代理を提供しなければならない」と定められている通り、適切な代理活動を改めて位置づけたものである。適切な代理には、自分自身の実務分野における一定レベルの能力に淘汰すること（価値観1.1）、自分自身の実務分野における一定レベルの能力を維持すること（価値観1.2）、適切な態様で依頼者を代理すること（価値観1.3）が含まれている。法律専門職の資格取得後も、自分自身の能力向上や新しい知識の獲得に努め、法律に関する専門的知識以外の内容も踏まえながら、依頼者のためにサービス提供することが求められている。社会や時代の変化に合わせて、適切な代理活動を試みていくことが求められていると考えられる。

価値観2として示されたのは、正義、公平、そして道徳性を促進するために努力することである。それは、日常の実務においても、報酬を支払うことができない者に対しても適

切な法的サービスを提供することがプロフェッションの責任であると明示されている。これまでも、弁護士業務模範規則などで正義の実現は明記されていたが、改めて法律専門職に必要な価値観として位置づけられている。法律専門職が専門職自治を担っていく上で、社会から求められる存在として認められる必要がある。礼節が失われ、対審主義が幅をきかせ、経済的に競争が激しくなり利益にしか関心がなくなり、法をビジネスととらえる新しい感覚が生じるなかで、市民からの法律専門職に対する尊敬度の低下と弁護士への不満が増大しており、「プロフェッショナルリズムの危機」が指摘されている¹³。そのような背景があり、改めて、法律専門職の基本的な価値観として、正義および道徳性の促進が求められているといえる。

価値観 3 として示されたのは、プロフェッションを向上させるために努力することである。この項目も、自己統治するプロフェッションの一員として、専門職自治を目指すために位置づけられている。自己の利益のみではなく、プロフェッションとしての利益、公益を目指して、諸活動への参加、新人弁護士の訓練および継続教育への助力、プロフェッションの中にある偏見の除去に取り組むことが指摘されている。それは、自分たちの力で、正義と公平を実現できるプロフェッションを構築していくというものであり、価値観 2 とも密接に関わった内容である。

価値観 4 として示されたのは、プロフェッショナルとしての自己開発である。自己の知識や技能を向上させる機会を利用すること、プロフェッショナルとして成長することが価値観の中に明示されている。価値観 1 の適切な代理活動を担うために自信の能力の向上が求められていたが、その内容とも密接に関わる。また、価値観 3 のプロフェッションの向上の観点とあわせて、自分自身のプロフェッショナルも向上していくということも考えられる。現代社会における法律専門職には、この自己開発や継続教育が不可欠である。法律専門職養成課程であるロースクールの 3 年間の学習だけでは、十分に必要な知識や技能、価値観を学び終えるものではなく、実務やその後の継続教育の機会を通して不足している部分を補っていかなければならない。社会や時代の変化にあわせて、自分自身に磨きをかけていくという価値観も、現代社会における特徴の 1 つであるといえる。

3-3 10 の基本的技能の内容

10 の基本的技能は、様々な法律専門職に共通する要素としてあげているため、かなり包括的な内容になっている。また、技能の順番は、重要度の順番でもなく、実務の流れに沿った順番で挙げられているわけではないことに注意したい。「マクレイト・レポート」では、4 つの基本的価値観を説明するために必要であるという理由から、10 の基本的技能の説明が先になされている。

10 の基本的技能は、重要な順に挙げられているのではないとしても、全体を通底するような基本的技能として問題解決（技能 1）と法的分析と法的推論（技能 2）が挙げられる。適切な代理活動を担う法律専門職には、幅広い問題解決能力が求められる。それは、問題を突き止めて診断を下すこと、解決策と戦略の代替案を作り出すこと、行動プランを展開すること、プランを実行することなど、問題の診断からプランの実行までの一連の流れを支える力である。単に法的問題にだけ焦点をあてるのではなく、依頼者が抱える問題と向き合う力が求められる。法的分析と法的推論に関しては、法的問題を突き止めて定式化す

ること、適切な法理論を定式化することなどが含まれており、法的知識に基づいて、分析していく力が求められる。この技能は、法律専門職に固有の技能である。従来のケース対話法などで焦点が当てられていたのは、実際の問題から法的事実を取り出し、法的に考えていく力であった。技能 1 と技能 2 からわかることは、前提として問題解決能力をもった上で、法的分析や法的思考力を発揮していくということである。

また実務の問題解決の現場において求められる技能として、法情報調査（技能 3）、事実調査（技能 4）、コミュニケーション（技能 5）、カウンセリング（技能 6）、交渉（技能 7）が挙げられる。問題解決、法的分析と法的推論を行っていく上で、法情報調査や事実調査が必要になる。法的問題を明らかにするためには法規則や法制度について知らなければならない。また、その知識に基づいてどのような調査を行う必要があるかを検討できなければならない。事実調査についても、必要性の判断から、計画、実行、評価までの技能が求められる。問題の特定および事実調査の時点で不適切な調査や事実認識がされていると、適切な代理活動を実現ができなくなる。そして問題解決、事実調査、訴訟などの様々な場面で必要になるのがコミュニケーションである。「マクレイト・レポート」では、コミュニケーションとして、口頭でも書面でも効果的なコミュニケーションがとれるということを求めている。さらに、依頼者の決定を支援する際にカウンセリングの技能が必要であり、訴訟や取引においては交渉の技能が必要であると、区別して位置づけていることも特徴的であろう。

その他、訴訟と裁判外紛争処理のオプションを採用するために、技能 8 で訴訟および裁判外紛争処理手続きに精通していることが求められとしている。これは、訴訟や制度に関する知識を有しているか否かに焦点をあてている。また、技能 9 は法律業務の組織化と経営を位置づけている。他者とともに働くこと、法律事務所を効果的に運営していくことも技能として明記されている。技能 10 は倫理上のディレンマの認識と解決というもので、倫理基準に関する知識や倫理上のディレンマを解決するプロセスに通じていることを含む。基本的価値観とも共通する部分であるが、倫理基準に精通していることが適切な代理活動となることを挙げている。

4 「マクレイト・レポート」後の課題

4-1 「マクレイト・レポート」後の法律専門職養成

「マクレイト・レポート」において、10 の基本的技能と 4 つの基本的価値観が定められ、改めて法律専門職の技能と価値観の養成の重要性が認識された。それは、多様化する法律専門職のプロフェッショナルリズムの危機にも対応するものであった。利益追求の重視を反省し、社会正義の実現と法律専門職の自治を維持していくために整理、統合されたものである。法律専門職養成においては、ロースクールが法知識と推論を強調し、実務に関する技能や価値観の育成を軽視してきたことを見直す動きに合わせて出されたものである。つまり、ケース対話法や講義において法的思考を育成するだけではなく、実際の市民と接し、社会の問題解決を担うことを重視する臨床法学教育を推奨していくものである。豊かなコンテクストを提供し、そこから技能と価値観を学んでいくことが模索されるようになる。ロースクールにおいても、弁護士事務所に置いても、無償でサービス提供を行ないなが

ら社会的弱者の理解や法実務の本質的理解につなげるプロボノ活動やリーガル・クリニックが増加するようになる。

法学教育者と実務家が連携しながら、継続教育の機会を創り、プロフェッションの向上やプロフェッショナルとしての個人の教育機会を用意していく動きも広がりを見せる。単に法的知識を身につけるだけではなく、いかにして価値観を育成できるかという模索がなされるようになる。10の基本的技能に関して、ロースクールにおける講義だけで身につけられるものではないため、どのような教育を行なっていくかが模索されることになった。

「マクレイト・レポート」は、10の基本的技能と4つの基本的価値観を明示することによって、実務家や市民を巻き込んだ実践的な教育の模索を促す役割を果たしたのである。

4-2 「マクレイト・レポート」に対する批判

「マクレイト・レポート」は、法律専門職の基本的技能と基本的価値観に焦点をあて、臨床法学教育を推進していくこと、継続教育を充実させていくことを指摘したが、批判もなされている。その主な批判は、この臨床法学教育の推進にかかる費用が検討されていないというものである。実務家との連携、市民に対する実際の実法律相談を通しての教育などを行いながら技能を育成していくには、そのサービスを行なうために人件費も必要であり、費用がかかる。大人数で実施できる講義と異なり、効果的な臨床法学教育を実施するためには、訓練された大学教員の質と数も求められるという課題が残されている。

また、法律専門職の基本的価値観をロースクールで教育することに対しては、教授や学生から疑問が提示されている。法学教育を担う教授からは、学生の倫理的成長をサポートする努力が思想の教え込みに等しく、正統性もなく効果的でもないという意見が見られる。「私は、学生を一人前の大人と見ている。彼らに私の価値基準を吹き込むより、彼等自身の価値基準をロースクールに持って入ってくる方がいいと思う。」という態度が多いという¹⁴。また、学生からも、倫理観をロースクールで身につけられるのかという疑問の声があり、倫理観は幼少期の家庭環境などの影響が強く、ロースクールでは身につかないのではいかというものもある¹⁵。正義の実現を担うという価値観に関しても、思想の教え込みではないかという危惧がみられ、教育現場で扱うことには慎重になっているという課題がある。

多様な法律専門職が求められるため、画一的な法律専門職増を教え込むことに対しては、たしかに留意が必要であると考え。様々な市民のニーズに応え、企業のニーズに応える法律専門職が求められてくると、背景となる知識も経験も価値観も自然と多様なものになるであろう。法律専門職の間口を広げ、多様な人材にその世界を広げ、彼らの経験や価値観を活かしていくのである。しかし、その多様な価値観や経験を尊重するということは、専門職の責任に関して、まったく触れないということを意味するものではない。専門的な知識や技術があることで、専門職は社会の中で特定の権力を有する。法律専門職がその力を誤って活用することは、法秩序を乱すことにもつながりかねず、倫理観の育成が求められてきているのである。臨床法学教育における模索は、法的技術の育成という観点では受け入れられているものの、価値観の育成に関しては、まだ課題が残されているように思われる。

5 おわりに

法学教育改革において出された「マクレイト・レポート」によって、基本的技術と価値観の育成における教育への注目や継続教育の重要性が高まったといえる。それは、法律専門職のあり方が多様化する中で、どのような技能や価値観が求められ、どのように育成するのかを検討するためのものであった。利益追求、ビジネス・コミュニティの要求に合わせる形で大規模ローファームが発展する一方で、市民への法的アクセスや社会正義の実現が課題として残されている現状を踏まえて、基本的価値観が定められたことが伺える。それはまた、法律専門職として専門職自治を行なっていく上で必要な価値観を特定したものにもなっている。法学教育の観点からは、ロースクールの教室内のケース対話法や講義中心の方法を問い直し、臨床法学教育に注目したことが評価される。

しかし、実際にそのコンピテンシーをどのように習得させるのかということについては、課題が残されている。臨床法学教育における取り組みが見られるものの、どうすれば効果的な教育となるのかについての方法論の確立はなされておらず、価値観の育成については反発もみられる。

日本の法律専門職養成においては、ロースクールの導入がなされ、実践的な教育の導入も模索されているが、コンピテンシーに関する議論が不十分ではないかと考える。アメリカにおいては、法律専門職に求められる技能と価値観を十分に議論した上で、臨床法学教育への取り組みが模索されているのに対し、日本においてはその検討が不十分なままにロースクールの導入がなされているといえるのではないか。改めて日本の法律専門職におけるコンピテンシーを検討し、どのような教育方法であればその育成が可能なのか、臨床法学教育の実践に注目していきたい。

参考文献

- アメリカ法曹協会『法学教育改革とプロフェッション ―アメリカ法曹協会マクレイト・レポート』宮澤節生、大坂恵里訳、三省堂、2003
- Deborah L. Rhode, *In the Interests of Justice : Reforming the Legal Profession*, Oxford University Press, 2000
- Deborah L. Rhode, *Public Service and the Professions: PRO BONO in PRINCIPLE and in PRACTICE*, Stanford University Press, 2005
- エリオット・フリードソン『医療と専門化支配』進藤雄三、宝月誠訳、恒星社厚生閣、1992
- 宮川成雄編著『法科大学院と臨床法学教育』成文堂、2003
- Nelson P. Miller, *BUILDING YOUR PRACTICE EITHER PRO BONO FOR LAWYERS*, American Bar Association, 2013
- 日弁連法務研究財団編『法科大学院における教育方法』商事法務、2003
- 日弁連司法改革実現本部『司法改革 ―市民のための司法をめざして』日本評論社、2005
- 日本弁護士連合会法科大学院センターローヤリング研究会『法科大学院におけるローヤリング教育の理論と実践』民事法研究会、2013

種村：アメリカの法律専門職に求められるコンピテンシー

ウィリアム・M・サリバン、アン・コルビィ、ジュディス・ウェルチ・ウェグナー、ロイド・ボンド、リー・S・シュールマン『アメリカの法曹教育』柏木昇、伊藤壽英、藤本亮、坂本力也、田中誠一訳、中央大学出版部、2013

¹ American Bar Association, Section of Legal Education and Admissions to the Bar, *Legal Education and Professional Development – An Educational Continuum, Report of the Task Force on Law Schools and the Profession: Narrowing the Gap*

² 法曹人口(1997)については、日本が約 20,000 人<法曹 1 人当たりの国民の数は約 6,300 人>、アメリカが約 941,000 人<同約 290 人>、イギリスが約 83,000 人<同約 710 人>、ドイツが約 111,000 人<同約 740 人>、フランスが約 36,000 人<同約 1,640 人>であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約 57,000 人<1996-1997>、イギリスが約 4,900 人<バリスター1996-1997、ソリシタ 1998>、ドイツが約 9,800 人<1998>、フランスが約 2,400 人<1997>である。「法曹人口に関する基礎的資料」

<http://www.moj.go.jp/content/000102262.pdf> (最終参照日、2014 年 12 月 24 日) より。

³ アメリカ法曹協会『法学教育改革とプロフェッション –アメリカ法曹協会マクレイト・レポート』宮澤 節生、大坂恵里記、三省堂、2003、pp.12-17

⁴ 1947 年時点で民間実務家であった者の約 74%が単独開業弁護士であり、98%以上が単独事務所か 9 人未満の弁護士が所属するローファームで働いている弁護士であったとされ、9 人以上の弁護士が所属するローファームで働いている弁護士は、民間実務に就いている者の 2%未満であったとされる。

同上、pp.28-29

⁵ 同上、pp.32-33

⁶ 同上、pp.48-49

⁷ 同上、pp.48-49

⁸ 同上、p.50

⁹ 同上、p.52

¹⁰ 同上、p.54

¹¹ 同上、pp.217-218

¹² 分析された技能および価値観の概観は以下の通り。

<基本的なローヤリング技能>

技能 1 問題解決

問題を解決し、あるいは目的を達成するための戦略を展開し (develop) 評価するために、弁護士は、以下の事項に関する技能と概念に精通しているべきである。

技能 1.1 問題を突き止めて診断を下すこと (diagnose) ができる

技能 1.2 解決策と戦略の代替案を作り出すことができる

技能 1.3 行動プランを展開することができる

技能 1.4 プランを実行することができる

技能 1.5 新たな情報と新たなアイデアに対してプラン作成プロセスをオープンにしておくことができる

技能 2 法的分析と法的推論

法規則と法原則を分析し適用するために、弁護士は、以下の事項に関する技能と概念に精通しているべきである。

技能 2.1 法的問題を突き止めて定式化することができる

技能 2.2 適切な法理論を定式化することができる

技能 2.3 法理論を練り上げることができる

技能 2.4 法理論を評価することができる

技能 2.5 法的議論を批評し総合することができる

技能 3 法情報調査

法的問題を明らかにするために、そして、それらを綿密かつ効果的に調査するために、弁護士は、以下の事項を有すべきである。

-
- 技能 3.1 法規則と法制度の性質に関する知識がある
 - 技能 3.2 法情報調査の最も基本的なツールを利用するための知識と能力がある
 - 技能 3.3 一貫した効果的なリサーチ・デザインを考案し実行するプロセスに関する理解がある

技能 4 事実調査

事実調査を計画し、指示し、そして（適切な場合には）それに参加するために、弁護士は、以下の事項に関する技能と概念に精通するべきである。

- 技能 4.1 事実調査の必要性を判断することができる
- 技能 4.2 事実調査を計画することができる
- 技能 4.3 調査戦略を実行することができる
- 技能 4.4 あとでアクセスすることが可能な形式で情報を記憶し、整理（organize）することができる
- 技能 4.5 事実収集のプロセスを終了するかどうか判断することができる
- 技能 4.6 収集された情報を評価することができる

技能 5 コミュニケーション

口頭でも書面でも、効果的にコミュニケーションを行なうために、弁護士は、以下の事項に関する技能と概念に精通すべきである。

- 技能 5.1 コミュニケーションの受け手の視点を効果的に評価することができる
- 技能 5.2 効果的なコミュニケーション手法を用いることができる

技能 6 カウンセリング

決定あるいは行動の方向について依頼者に対するカウンセリングを行なうために、弁護士は、以下の事項に関する技能と概念に精通すべきである。

- 技能 6.1 弁護士の役割の性質と限度を尊重するカウンセリング関係を確立することができる
- 技能 6.2 なされるべき決定に関連する情報を収集することができる
- 技能 6.3 なされるべき決定を分析することができる
- 技能 6.4 なされるべき決定について依頼者に対するカウンセリングを行なうことができる
- 技能 6.5 依頼者の決定を確認して実行することができる

技能 7 交渉

紛争処理または取引の文脈で交渉するために、弁護士は、以下の事項に関する技能と概念に精通すべきである。

- 技能 7.1 交渉のために準備することができる
- 技能 7.2 交渉のための会合を効果的に行なうことができる
- 技能 7.3 交渉において相手から得られた諸条件について依頼者に対してカウンセリングを行ない、依頼者の決定を実行することができる

技能 8 訴訟および裁判外紛争処理手続

訴訟と裁判外紛争処理のオプションを採用するために—またはそれらについて依頼者に助言するために—弁護士は、これらのプロセスのありうべき機能と結果を理解すべきであり、以下の事項の基本的要素に関する実用的知識（working knowledge）を有すべきである。

- 技能 8.1 事実審レベルでの訴訟の基本に関する知識がある
- 技能 8.2 上級審レベルでの訴訟の基本に関する知識がある
- 技能 8.3 行政庁内部のフォーラム（Administrative and Executive Forums）における弁護活動の基本に関する知識がある
- 技能 8.4 その他の紛争処理の場における手続の基本に関する知識がある

技能 9 法律業務の組織化と経営

効果的に実務を行なうために、弁護士は、以下の事項を含む、効率的な経営のために必要とされる技能と概念に精通すべきである。

- 技能 9.1 効果的な実務経営のための目的と原則を定式化することができる
- 技能 9.2 時間、努力、およびリソースが効率的に配分されることを確実にするためのシステムと手続を展開することができる
- 技能 9.3 仕事が適時に遂行され完了することを確実にするためのシステムと手続を展開することができる
- 技能 9.4 他者とともに効果的に働くためのシステムと手続を展開することができる
- 技能 9.5 法律事務所を効率的に運営するためのシステムと手続を展開することができる

技能 10 倫理上のディレンマの認識と解決

適用される倫理基準に一致する形で依頼者を代理するために、弁護士は以下の事項に精通すべきである。

- 技能 10.1 倫理基準の性質と典拠に通じている
- 技能 10.2 倫理基準を執行する手段に通じている
- 技能 10.3 倫理上のディレンマを認識し解決するためのプロセスに通じている

<プロフェッションの基本的価値観>

価値観 1 適切な代理活動の提供

依頼者に対するサーヴィスに専念するプロフェッションの一員として、弁護士は、以下の価値観にコミットすべきである。

- 価値観 1.1 自分自身の実務分野における一定レベルの能力（competence）に到達する
- 価値観 1.2 自分自身の実務分野における一定レベルの能力を維持する
- 価値観 1.3 適切な態様（competent manner）で依頼者を代理する

価値観 2 正義、公平、および道徳性を促進するために努力すること

正義の質に対する特別な責任を負うプロフェッションの一員として、弁護士は、以下の価値観にコミットすべきである。

- 価値観 2.1 自分自身の日常の実務において正義、公平、および道徳性を促進する
- 価値観 2.2 報酬を支払うことができない者に対しても適切な法的サーヴィスが提供されることを確実にするというプロフェッションの責任を果たすために貢献する
- 価値観 2.3 正義を行なうための法と法制度の能力を高めるというプロフェッションの責任を果たすために貢献する

価値観 3 プロフェッションを向上させるために努力すること

自己統治するプロフェッションの一員として、弁護士は、以下の価値観にコミットすべきである。

- 価値観 3.1 プロフェッションを向上させるために意図された諸活動に参加する
- 価値観 3.2 新人弁護士の訓練と準備、および法曹団体の継続教育に助力する
- 価値観 3.3 人種、宗教、民族的出自、ジェンダー、性的指向、年齢、または障害に基づく偏見をプロフェッションから除くために、そして、これらの偏見の影響を除くために、努力する

価値観 4 プロフェSSIONALとしての自己開発

学識に基づくプロフェSSIONの一員として、弁護士は、以下の価値観にコミットすべきである

- 価値観 4.1 自己の知識を増やし自己の技能を向上させる機会を見つけ出して、利用する
- 価値観 4.2 弁護士がプロフェSSIONALとして成長すること、自己のプロフェSSIONALとしての目標と個人としての目標を追求することを可能とするであろう雇用先（employment）を選択し維持する、同上、pp.145-148

¹³ ボンド、リー・S・シュールマン『アメリカの法曹教育』柏木昇、伊藤壽英、藤本亮、坂本力也、田中誠一訳、中央大学出版部、2013、p.183

¹⁴ 前掲書、アメリカ法曹協会、p.182

¹⁵ 前掲書、アメリカ法曹協会、pp.178-182